

議 長 日程第7「議案第19号令和4年度松田町介護保険事業特別会計予算」を議題
といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第19号令和4年度松田町介護保険事業特別会計予算。令和4年度松田町
介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,
476万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入
歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する
行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」
による。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定に
より歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり
と定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同
一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 すみません、予算ということがありますので、私のほうから説明をさせてい
ただきます。

それでは、介護保険事業特別会計について御説明をさせていただきます。初
めに416ページをお開きください。第2表の債務を負担する行為、債務負担行
為でございます。こちらにつきましては、第9期となります介護保険事業計画
のですね、改定をですね、令和5年度末に予定をしており、それに先立ちまし
て令和4年度に介護予防・日常生活調査及び在宅介護実態調査、そして令和5
年度にですね、計画改定業務を予定をしておるものでございます。なお、令和
4年度の事業につきましては、第9期のですね、いわゆるアンケート調査を主

体にやっていくものでございます。この計画につきましては、第9期ということで、令和6年度から令和8年度の事業となるものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。ページ422ページ、423ページをお開きください。歳入より御説明をさせていただきます。款、保険料、項1、介護保険料、目、第1号被保険者保険料でございます。65歳以上の第1号の被保険者につきましては、3,757人で積算をしております。ここに記載のとおり、特別徴収いわゆる特徴につきましては3,503人、普通徴収、普徴につきましては254人でございます。これは所得に応じて介護保険は12の段階の保険料がございまして、保険料率の段階がございまして、これに基づき計画策定によりの数字で計上をしております。

続きまして国庫支出金でございます。項・目ごとにですね、法定割合に応じて額を計上しております。国庫負担金、介護給付費負担金では、歳出の保険料給付費のうち、居宅給付費の20%分、施設給付費の15%分を国が負担することになっているものでございます。

項、国庫補助金でございます。目の調整交付金でございますが、これは調整率に応じた額を記載をしております。

目の2、介護予防等地域支援事業交付金でございますが、歳出におけるですね、地域支援事業費のうち、介護予防・生活支援サービス事業に係る国庫分を記載を計上しております。

目3、包括的支援等地域支援事業交付金につきましては、こちらは包括的事业、支援事業及びですね、任意事業に係る国庫分をここで計上しているものでございます。

目の4でございます。保険者機能強化推進交付金、こちらは高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止給付費適正化に資する取組に応じて、交付金として交付されるものでございます。

目5、介護保険保険者努力支援交付金でございます。こちらにつきましては、介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括ケアに関連する在宅医療・介護連携等に関する取組に対して交付されるものでございます。

続きまして、支払基金交付金でございます。こちらにつきましては、40歳から64歳まで、第2被保険者保険料をですね、介護給付費交付金として収入するものを計上しているところでございます。

続きましてページ424、425ページになります。こちらは県支出金でございます。これは国庫と同様にですね、項・目ごとに法定割合に基づき計上をしているものでございます。款の6の繰入金でございます。項・目ごとに法定割合を繰り入れているものでございます。項のですね、基金繰入金でございますが、介護保険のですね、財政調整基金より3,500万円の繰入れを予定しているものでございます。なお、現行のですね、介護保険事業計画第8期、現行の8期につきましては、令和4年度、令和5年度に合わせてですね、5,000万円を繰入金として見込んでいるものでございます。

1枚おめくりいただいて、426、427ページでございます。款8、繰越金につきましては、予算額5,000万円を見込んでいるものでございます。

続きまして、ページでございますが、歳出になります。428、429ページでございます。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費でございます。こちらは職員給与費や訪問に利用する庁用車管理経費などを計上しているものでございます。

次のページをお開きください。ページ430ページ、431ページでございます。こちらは項、介護認定審査会費、認定調査費で、介護認定に伴う経費を計上しているものでございます。

目の2、認定審査会負担金でございます。こちらは足柄上地域介護認定審査会負担金として、南足柄市で認定審査会の事務を行うための経費でございます。この経費につきましてはですね、財源内訳を見ますと、県支出金がございます。こちらは町のですね、県の自治基盤総合交付金を活用してやっているものでございます。広域連携ということでやっているものでございます。

続きまして、432、433ページでございます。保険給付費でございます。前年度比が4.3ポイントの増。前年度比が4.3ポイントの増となっております。項の介護サービス等諸費は、負担金補助及び交付金として、居宅介護サービス給付

費以下ですね、第8期ですね、介護保険事業計画において試算をしました額を基にですね、2年度決算の実績に基づきながらですね、ここに計上しているものでございます。

項の高額介護サービス費は、利用者の介護保険給付費の月々ですね、負担が上限額を超えた場合に給付されるものでございます。

続きまして、次のページになります。434、435ページでございます。項の4、特定入所者介護サービス費でございますが、主に所得がですね、低い方が施設サービスを利用した場合に自己負担限度額を超えた分につきまして給付されるものでございます。

項5、高額医療合算介護サービス等費につきましてはですね、医療費と介護費の両方がですね、高額となった世帯に自己負担限度額を超えた分を支給し、負担を軽減する取組でございます。

次のページでございます。436、437ページでございます。款5、目1、地域支援事業費でございます。こちらにつきましては、前年度対比2.1ポイントの減となっております。説明欄を御覧ください。一般管理費につきましては、地域包括支援センター職員給与費やですね、介護予防支援に係る事務経費を計上しております。

次のページをお開きください。438、439ページでございます。目の2、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。サービス事業費のうちですね、訪問介護サービスは、町直営の訪問介護予防事業として、管理栄養士や作業療法士の訪問や栄養改善、また口腔機能等の向上を目的とする事業を展開していくものでございます。また、通所サービスにつきましてはですね、運動器の機能向上事業を実施し、さらにですね、社会福祉協議会の事業でありますミニデイサービスへの事業補助金を計上をしております。また、生活支援サービスでございます。こちらは食のですね、アセスメント事業として、栄養改善を目的とした配食、見守り、安否確認を推進するための経費をここで計上しているものでございます。

目の3、一般介護予防事業費でございます。こちらはですね、火曜体操会、

呼吸法運動教室、筋力向上教室など、介護予防事業を継続して実施するための経費をここで計上しているものでございます。

1枚おめくりいただいて、440ページ、441ページでございます。こちら目4、包括的支援事業・任意事業費でございます。地域包括支援センターの運営経費のほか、442ページ、443ページにわたりますが、権利擁護また介護相談員の派遣、足柄上1市5町で運営を行っている在宅医療・介護連携支援センターに関わる経費、また生活支援体制整備事業として社会福祉協議会と共同で事業に取り組むほか、認知症のですね、総合支援事業で認知症施策を実施してまいるものでございます。

続きまして、444、445ページでございます。予備費でございます。予備費につきましては、本年度2,087万4,000円を計上してございます。

以上につきまして、歳入歳出総額ですね、11億3,476万1,000円となるものでございます。

なお、446ページから449ページにわたります給与費明細書、そして450ページにつきましては債務を負担する行為に関する調書を掲載しておりますので、後ほど御高覧をお願いいたします。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点確認なんですけれども、誰に聞いたらいいい…政策推進課長でいいですかね。425ページの下段のところの説明でですね、介護保険財政調整基金の繰入金ということですけども、先ほど8期で5,000万円というのが4年度、5年度、それぞれで5,000万円を予定しているというふうに言われましたが、ここではですね、4年度で3,500万円の繰入れですね。これは介護保険料をですね、精算部分でこの財政調整基金から取り崩しをし、初年度はゼロで2年度目、3年度目でですね、その調整を図るというふうに理解をしていますが、5,000万円と3,500万円の差異について説明をお願いをしたいと思います。

政策推進課長 そうですね、介護保険の事業計画、8期の計画上、5,000万をいくよという推計を出しておったんですが、ここで事業全体の2年度決算、また状況を踏まえた上で、令和4年度に3,500万ということで今回説明をさせていただきました。

以上です。

6 番 井 上 分かりました。これはあれですね、4年度、5年度、2年度目、3年度目で5,000万円、両方で5,000万円やるという説明ですよ。ちょっと先ほど説明で、両方で5,000万円ずつ繰り入れるのかなど。なので、そうしますと来年度、令和5年度では残りの1,500万円を取り崩す予定と。了解です。終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

7 番 南 雲 今、介護…調整基金ということで、ごめんなさいね。基金の繰入れが結構金額が多いと思うんですけども、433ページに介護サービス費としてかなりの、前年度と比較をしても、3,700万ということで増額になっています。それで、これ、コロナの関係でどの程度影響が出ているのかお伺いいたします。

政策推進課長 そうですね、まず滞納ということなんですけども、この事業につきましては年金の給付ということで、おおむね…滞納ということがない部分の事業が多いんですけども、いわゆる年金の18万以下の方については普通徴収ということで、直接あるものでございます。今回のコロナの影響でということはこの普通徴収者の方からの状況を今見ますと、それほど大きな影響ではないと。コロナのために滞納が多くなったということの数は今、見込まれてないということなんですけども、原則ですね、介護保険事業計画の中にもですね、収納率98.41%を目指すということもございますので、コロナの影響に基づくものにつきましては、ごめんなさい、私のほうの数値の理解の中ではですね、滞納者が大きく増えたということの影響はないというふうには考えているところでございます。

(私語あり) 給付のほうですね。給付のほうなんですけども、令和3年度中の実績と令和2年度決算状況を踏まえまして、おおむね計画どおりの状況に今なっているということを伺っておりますので、コロナに基づいてですね、例えば居宅とか施設の事業の給付が減ったということは今聞いておりませんので、順調に進んでいるということで理解をしております。以上です。

7 番 南 雲 コロナ禍が…コロナが長引いている影響がこれから出てくるような予想もされます。それで、町としても外出支援としてタクシーの初乗り、75歳以上の方

に補助したり、また見守りロボットとか、すごい工夫された補助をされています。それで、この間、寸劇で認知症の方にとということで、そんなような工夫もされているというのは承知しておりますけれども、これからやはりフレイル予防ですね、外出控えによるいろいろ新たな、何か生活スタイルみたいなものをやはり考えていかななくてはいけないと思うんですね。それで、町としてね、これからそういったものに対してのお考えというのを町長のほうからお伺いできればと思います。

町長 御質問ありがとうございます。後ろから何かボールが飛んできたみたいな感じがしましたけど。おっしゃるとおりですね、コロナによっておうちからなかなか外に、外出控えということがやっぱり増えているということは、想像はしております。ですので、余計にやっぱり外に出ていただきたいということの中で、これまでは2週間に1回の回覧の中に入れてたりだとかですね、とにかく3密を避けながらやっていただきたいと。その一つの事業としては、これはいろいろ、やる、やらないの人いるんでしょうけども、例えばパークゴルフ場なんかは、今はこのコロナ禍だからこそ無料にして開放したりだとかいうこともやっています。また、介護予防の担当課がですね、団体とタッグというか連携を組んで、直接、今お元気ですかとか、そういったこともやったりとかしております。ただ、今後もっともっと増えるだろうなというようなことを予測した中で、見守り用の電球を換えたりだとか、ロボットを導入したりだとかということの中から、どうしても人力的…人的なところの足りないところを補うような仕組みを取り入れながら、今後そういったことをやっていながらですね、やっぱり特に独居の方がいつの間にか亡くなったとか、そういうことがないようにも含めて取り組んでまいりたいとは考えて予算編成をしております。以上です。

7 番 南 雲 ありがとうございます。いろいろ多方面にわたって補助していただいていたらっしゃるということが理解できました。これからまた令和5年度に介護保険の保険料を決めていくと思うんですけれども、またそちらに跳ね返ってきますので、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。終わります。

議

長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第19号令和4年度松田町介護保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。